まだみぬ、世界は、美しい

2026年11月５日

各　位

会 社 名　株式会社シード
代表者名　代表取締役社長　佐藤 隆郎
（コード番号：７７４３、東証スタンダード市場）
問い合わせ先　代表取締役副社長　兼
管理本部長　杉山　哲也
ＴＥＬ　０３-３８１３-１１１１（大代表）

株式併合、単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年12月２日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を招集し、本臨時株主総会に、株式併合、単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、上記手続の過程において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2026年12月２日から2026年12月20日まで整理銘柄に指定された後、2026年12月21日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

Ⅰ．株式併合について

１．株式併合の目的及び理由

当社が2026年８月26日付で公表いたしました「ラックスシェア・プレシジョン・ケイマン・リミテッドによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」（以下「当社意見表明プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、ラックスシェア・プレシジョン・ケイマン・リミテッド（Luxshare Precision Cayman Limited）（以下「公開買付者」といいます。）は、当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式及び本不応募合意株式（注１）を除きま

す。以下、特に注記しない限り、同じです。）を取得し、当社株式を非公開化した上で、当社の株主を公開買付者及び当社の主要株主かつ筆頭株主である新井隆二氏（以下「新井氏」といいます。）のみとし、非公開化後の当社に対する公開買付者及び新井氏の議決権所有比率をそれぞれ49.00%及び51.00%（以下「本所有比率」といいます。）とするための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、2026年８月27日から2026年10月13日までを公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）とする、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施いたしました（注２）（注３）。

（注１）新井氏は、2026年８月26日現在において、（ⅰ）株式会社SMBC信託銀行との間で締結した2011年８月10日付管理有価証券信託契約書に基づき信託して同契約に基づく信託の信託財産に属している管理信託(A001)受託者　株式会社SMBC信託銀行名義の当社株式の全て(所有株式数:5,447,910株､所有割合(注４):18.00%)、（ⅱ）みずほ信託銀行株式会社との間で締結した2011年８月10日付有価証券管理信託契約書に基づき信託して同契約に基づく信託の信託財産に属しているみずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託（0700026）名義の当社株式の全て（所有株式数：4,319,070株、所有割合：14.27%)、（ⅲ）野村信託銀行株式会社との間で締結した2011年８月10日付管理有価証券信託契約書に基づき信託して同契約に基づく信託の信託財産に属している野村信託銀行株式会社(信託口 2052116)名義の当社株式の全て（所有株式数：3,604,920株、所有割合：11.91%)、及び（ⅳ）三井住友信託銀行株式会社との間で締結した2014年７月30日付株式管理承継信託契約書に基づき信託して同契約に基づく信託の信託財産に属している三井住友信託銀行株式会社（信託口　甲１号）名義の当社株式の全て（所有株式数：1,396,500株、所有割合：4.61%)（（ⅰ）乃至（ⅳ）に記載の当社株式の全て（所有株式数の合計：14,768,400株、所有割合の合計：48.80%）を総称して「本不応募合意株式」といい、（ⅰ）乃至（ⅳ）の本不応募合意株式の信託を総称して「本信託」といい、本信託に係る契約を総称して「本信託契約」といい、本信託契約に基づく信託の受託者を総称して「本受託者」といいます。）について、議決権の指図権を留保しているとのことです。なお、新井氏は、2026年８月26日現在において、本不応募合意株式を除き、当社株式を所有していないとのことです。

（注２）本公開買付けに際して、公開買付者は、2026年８月26日付で、新井氏との間で、不応募契約（以下「本不応募契約」といいます。）を締結し、本不応募契約において、①新井氏は、本不応募合意株式について本公開買付けに応募せず、かつ、本受託者をして本公開買付けに応募させないこと、②本公開買付けにより公開買付者が当社株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、当社の株主を公開買付者及び新井氏のみとするための株式併合を実施するために必

要な手続を行うこと（新井氏が全ての本信託契約を解除し当社株式を直接所有することを含みます。）、③金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 24 条第１項但書に基づき当社が内閣総理大臣から有価証券報告書を提出する義務の中断申請に係る承認を受け、本所有比率の実現が可能となるような比率での当社株式の分割の効力が発生した後において、当社に対する公開買付者及び新井氏の議決権所有比率を本所有比率とするため、公開買付者が新井氏に対して当社株式の一部を譲渡することを合意しているとのことです。

（注３）公開買付者は、新井氏との間で、本取引完了後の当社の事業運営等について定める株主間契約（以下「本株主間契約」といいます。）を締結しているとのことです。公開買付者は、本株主間契約において、（ⅰ）本取引完了後の当社の取締役の総数を６名又は８名（ただし、当社株式の上場廃止日の直後は当社の取締役の総数を８名）とすること、（ⅱ）新井氏及び公開買付者は、それぞれ同数の取締役を指名すること、（ⅲ）本取引完了直後において、新井氏及び公開買付者は、当社の取締役８名のうち６名を、本取引完了直後の当社の取締役６名（社外取締役を除く。）（2026 年８月 26 日現在においては、佐藤隆郎氏、杉山哲也氏、新庄信孝氏、福田猛氏、中村きく江氏、及び安田孝則氏を予定しているとのことです。）の中から指名すること、（ⅳ）当社の代表取締役を新井氏及び公開買付者がそれぞれ１名ずつ指名することを合意しているとのことです。

（注４）「所有割合」とは、当社が 2026 年８月 12 日に公表した「2027 年３月期第１四半期決算短信日本基準（連結）」（以下「本決算短信」といいます。）に記載された 2026 年６月 30 日現在の発行済株式総数 30,265,922 株から、本決算短信に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数（136 株）を控除した株式数（30,265,786 株）に係る議決権の数（302,657 個）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。）をいいます。

そして、当社が 2026 年 10 月 14 日付で公表いたしました「ラックスシェア・プレシジョン・ケイマン・リミテッドによる当社株式に対する公開買付けの結果並びに主要株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、本公開買付けの結果、公開買付者は、本公開買付けの決済の開始日である 2026 年 10 月 20 日付で、当社株式 13,102,594 株（所有割合：43.29%）を所有するに至りました。

本公開買付け及び本取引の一環としての当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を含む本取引の目的及び背景の詳細は、当社意見表明プレスリリースにおいてお

知らせしたとおりですが、以下に改めてその概要を申し上げます。なお、以下の記載のうち公開買付者に関する記述は、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

（ⅰ）公開買付者からの提案及び検討体制の構築の経緯

当社は、立訊精密工業股份有限公司（Luxshare Precision Industry Co., Ltd.）（所在地：中国広東省深セン市宝安区沙井街道蚝一西部三洋新工業区Ａ棟２階）（以下「Luxshare」といいます。）が、戦略的提携を結ぶ潜在的な候補先として、コンタクトレンズの製造販売事業者を探索する中で、2024年８月下旬に、日本を含むアジアを中心としたクロスボーダーM&Aアドバイザリー事業を主軸とした独立系アドバイザリー会社であるアジア・サンライズ・キャピタル株式会社（以下「ASC」といいます。）の紹介によりLuxshareとの間で情報交換のための協議をするに至りました。その後、2024年８月下旬から2025年６月下旬にかけて、Luxshareとの間で、Luxshareグループ（注５）及び当社グループ（注６）それぞれの事業内容や製造体制を踏まえた協業の可能性について意見交換を行ってまいりました。

（注５）「Luxshare グループ」とは、2026 年８月 26 日現在、Luxshare が擁する連結子会社 329 社及び関連会社 69 社を擁する企業グループをいいます。

（注６）「当社グループ」とは、当社及びその子会社 19 社により構成される企業グループをいいます。

具体的には、2024 年８月下旬に、当社及び Luxshare 双方の事業領域や将来戦略についての意見交換が行われ、Luxshare グループが有するスマートファクトリー・自動化技術と、当社が持つ高品質な製品開発力・医療機器製造の知見との間に事業上の高い相互補完性が存在することを確認できたため、当社とLuxshareは、以後も、業務提携の可能性を模索するための協議を実施することとし、2024 年 11 月６日に Luxshare グループによる当社の鴻巣研究所への訪問や施設見学、2025 年３月２日から同月４日にかけて当社による Luxshare 本社への訪問や工場見学を実施し、また、2025 年６月３日、25 日及び 27 日に Luxshare グループから当社に対して Luxshare グループの企業文化や保有技術等の紹介を受けたほか、コンタクトレンズの製造技術に関して意見交換する機会を設けるなどして、Luxshare と当社は協議を重ねてきました。

その後、当社は、Luxshare から、2025 年８月 18 日に、本公開買付け及びその後の本株式併合を通じた当社株式の非公開化に関して、主として、（ⅰ）初期的な提案に至った背景及び目的、（ⅱ）本取引のストラクチャーの概要、（ⅲ）本取引により想定されるシナジー及び本取引後の当社の経営方針に関する初期的な考え、並びに（ⅳ）本取引の想定スケジュール及び当社グループに対するデュー・ディリジェンス（以下「本デュー・ディリジェンス」といいます。）の実施に関する要請を記載し

た、法的拘束力を伴わない初期的な提案書（以下「本意向表明書」といいます。）を受領しました。これを受けて、当社は、本取引の検討並びにLuxshareとの本取引に係る協議及び交渉を行うにあたり、下記「３．株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「（３）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、同年８月20日開催の当社取締役会において、Luxshareグループ、新井氏及び当社グループ並びに本取引の成否から独立したファイナンシャル・アドバイザーとして株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）を、第三者算定機関として株式会社AGS FAS（以下「AGS FAS」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）をそれぞれ選任いたしました。なお、三井住友銀行に関しては、三井住友銀行の法人営業部等の他部署が当社のメインバンクとして従前日常的な取引関係があります。また、三井住友銀行のコーポレート・アドバイザリー本部等の他部署は新井氏との間でも一定の取引関係があり、当社意見表明プレスリリースの「３．当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「（２）意見の根拠及び理由」の「②　公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、Luxshareが当社との間で、Luxshareグループ及び当社グループの協業の可能性等について協議した際には、新井氏とも一定の意見交換を行っていましたが、当社は、三井住友銀行のファイナンシャル・アドバイザーとしてのM&A案件についての豊富な経験と高い専門性に鑑み、かつ、独立性の観点から三井住友銀行から本取引に関して新井氏との情報授受は一切しない旨の確約を得ていること、三井住友銀行内で本取引を担当する企業情報部と他部署との間ではコンプライアンス上必要なケースを除き一切の情報を遮断していることを考慮して、三井住友銀行の独立性に問題はないと判断し、三井住友銀行をファイナンシャル・アドバイザーに選任いたしました。なお、本取引に係るAGS FASに対する報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。また、アンダーソン・毛利・友常法律事務所に対する報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる時間単位の報酬のみであり、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれておりません。他方で、三井住友銀行に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、当社は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合に当社に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非も勘案の上、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬があることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系により三井住友銀行を当社のファイナンシャル・アドバイザーとして選定しました。

また、当社は、新井氏が、当社株式 14,768,400 株（所有割合の合計：48.80%）を直接又は間接に所有する当社の主要株主かつ筆頭株主であり、本取引後当社に対する議決権所有比率が 51.00%となることが予定されていることから、本取引は MBO 等に準ずる行為として、構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存する取引に該当する可能性があることに鑑み、これらの問題に対応し、本取引の公正性を担保するため、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言も得つつ、Luxshare グループ、新井氏及び当社グループから独立した立場で、当社の企業価値の向上及び当社の一般株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制の構築を開始いたしました。具体的には、当社は、下記「３．株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(３)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④　当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、特別委員会の設置に向けた準備を進めた上で、2025 年８月 20 日開催の取締役会決議により、当社社外取締役兼独立役員である大竹裕子氏、小泉範子氏及び藤田礼次氏並びに本特別委員会の設置時点において当社の社外取締役兼独立役員であった小原之夫氏の４名から構成され、当社社外監査役兼独立役員である二瓶ひろ子氏及び林龍太郎氏の２名がオブザーバーとして出席する特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。なお、本特別委員会の委員長には、委員間の互選により、小原之夫氏が選定されております。また、小原之夫氏は、2026 年６月 23 日開催の定時株主総会の終結の時をもって当社の社外取締役を退任しておりますが、退任後も本特別委員会の委員を継続しておりますので、本特別委員会の委員は設置当初から変更しておりません。本特別委員会の検討の経緯及び判断内容等については、下記「３．株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「（３）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④　当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）を設置し、本特別委員会に対し、（ア）本取引の目的は正当性・合理性を有するか（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）、（イ）本取引の条件の公正性・妥当性が確保されているか（買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の本取引の条件が公正なものとなっているかどうかを含む。）、（ウ）本取引において、取引条件の公正性を担保するための手続が十分に講じられているか、（エ）上記（ア）から（ウ）を踏まえ、本取引を行うことについて決定することは当社の一般株主にとって公正であると考えられるか、並びに（オ）当社取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非（以下「本諮問事項」と総称します。）について諮問いたしました。

また、当社取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に係る意思決定を行うものとし、特に本特別委員会が本取引に関する取引条件を妥当でないと判断した場合には、当該取引条件による本取引には賛同しないことを決議するとともに、本特別委員会に対し、（ａ）当社が選任したアドバイザー（ファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザー、第三者算定機関）を承認（事後承認も含む。）する権限、（ｂ）当社が選任したアドバイザー（ファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザー、第三者算定機関）に専門的助言を求める権限、（ｃ）特別委員会独自のファイナンシャル・アドバイザー、リーガル・アドバイザー及び第三者算定機関を選任し、当社の株式価値評価及び本取引に係るフェアネス・オピニオンの提供その他特別委員会が必要と判断する事項を委託する権限（なお、特別委員会選任のアドバイザー等の専門的助言に係る費用は当社の負担とする。）、（ｄ）当社の取締役、従業員その他特別委員会が必要と認める者に特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求める権限、並びに（ｅ）本取引の取引条件に関する当社による交渉について、事前に方針を確認し、適宜その報告を受け、適宜意見を述べ、指示や要請を行うことにより、本取引の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与するとともに、必要に応じて直接交渉を行う権限を付与することを決議しております。

なお、本特別委員会は、下記「３．株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「（３）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④　当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、2025 年８月 20 日、上記の権限に基づき、Luxshare グループ、新井氏及び当社グループ並びに本取引の成否から独立した独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として PwC アドバイザリー合同会社（以下「PwC アドバイザリー」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして牛島総合法律事務所をそれぞれ選任する旨を決定しております。

また、当社は、下記「３．株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「（３）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④　当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、2025 年８月 20 日開催の第１回特別委員会において、当社のファイナンシャル・アドバイザーとして三井住友銀行を、第三者算定機関として AGS FAS を、当社のリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所をそれぞれ選任することについて、Luxshare グループ、新井氏及び当社グループ並びに本取引の成否からの独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任の承認を受けております。

（ⅱ）検討・交渉の経緯

当社は、上記のとおり検討体制を整備した上で、AGS FAS から当社株式の価値算定結果に関する報告、三井住友銀行から Luxshare との交渉方針に関する助言その他の財務的見地からの助言を受けるとともに、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から本取引における手続の公正性を確保するための対応及びその他に対する法的助言を受け、これらを踏まえ、本特別委員会の意見の内容を最大限に尊重しながら、本取引の是非及び取引条件の妥当性について慎重に検討を行ってきました。

また、当社は、2025 年８月 18 日に Luxshare から本意向表明書を受領して以降、本特別委員会の意見を聴取し、その承認及び指示・要請を受けながら、Luxshare との間で、本公開買付けにおける当社株式１株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を含む本取引に係る取引条件について継続的に協議及び交渉を行ってまいりました。

具体的には、当社及び本特別委員会は、同年８月 18 日に本意向表明書を受領したことを受け、本特別委員会における検討・協議を進め、当社及び本特別委員会より、同年８月 29 日に、本取引の提案の背景・目的、本取引のシナジー、本取引のデメリット、本取引後の当社の経営方針、ストラクチャー等に関して書面による質問をしたところ、Luxshare から同年９月３日に当該質問書について書面での回答を受け、その後、当該回答の内容を踏まえ同年９月 11 日及び 10 月 15 日付で行った追加での書面の質問事項に対し、同年９月 12 日、９月 22 日及び 10 月 21 日に追加での回答を受けました。また、当社と本特別委員会による質問とは別に、当社からも書面による質疑応答を行いました。当社より、同年９月 11 日に、Luxshare に対し、本取引の提案の背景・目的、本取引のシナジー、本取引のデメリット、本取引後の当社の経営方針、ストラクチャー等に関して書面による質問をしたところ、同年９月 22 日に当該質問書の一部について、同年 10 月３日及び 10 月 15 日に当該質問書の残部について書面での回答を受けました。その後、フォレンジック調査会社による Luxshare のバックグラウンド調査結果を踏まえ同年 11 月７日に行った追加での書面の質問事項に対し、公開買付者から同月 12 日に当該質問に対する書面での回答を受けました。2026 年７月 24 日に当社から追加質問をしたところ、Luxshare より同年７月 29 日に当該追加質問に対する回答書面を受領しました。

本公開買付価格については、当社は、同年 10 月 15 日以降、Luxshare との間で、複数回にわたる交渉を重ねてまいりました。具体的には、当社は、同年 10 月 15 日、Luxshare が、2025 年９月 10 日から最終的には同年 10 月 31 日にかけて実施した本デュー・ディリジェンスの中間的な検討の結果及び当社を取り巻く外部環境、並びに当社より受領した、当社の 2026 年３月期の決算を踏まえて更新し、特別委員会の承認を経た当社の事業計画（以下「本事業計画」といいます。）及び当社の株式価値算定の結果等の各種諸要素を総合的に勘案し、熟慮を重ねた結果である正式な提案

として、Luxshareから、本公開買付けにおける本公開買付価格を680円（提案実施日の前営業日である同年10月14日の（同日時点で当社株式が上場していた）東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値519円に対して31.02%のプレミアム、同日までの直近１ヶ月間の終値単純平均値540円に対して25.93%のプレミアム、同日までの直近３ヶ月間の終値単純平均値523円に対して30.02%のプレミアム、同日までの直近６ヶ月間の終値単純平均値490円に対して38.78%のプレミアム）（第１回提案価格）とすることを含んだ本取引の諸条件に関する提案を受けました。

これに対し、当社は、同年10月21日、Luxshareに対し、第１回提案価格は一般株主にとって公正な価格水準から乖離があると考えていることから、価格の引き上げを検討するよう要請いたしました。これを受けて、当社は、Luxshareから、同年10月27日に、本公開買付価格を715円（提案実施日の前営業日である同月24日の（同日時点で当社株式が上場していた）東京証券取引所プライム市場における当社株式の株価終値557円に対して28.37%のプレミアム、同日までの直近１ヶ月間の終値単純平均値539円に対して32.65%のプレミアム、同日までの直近３ヶ月間の終値単純平均値532円に対して34.40%のプレミアム、同日までの直近６ヶ月間の終値単純平均値495円に対して44.44%のプレミアム）（第２回提案価格）とする再提案を受けました。これに対し、本特別委員会は、同年10月28日に、第２回提案価格は、本公開買付けと同様にスクイーズアウトを伴う事例のプレミアムの平均値と比べて低い水準にあり、第２回提案価格は一般株主に十分に満足いただける水準ではないと考えており、当社の一般株主の利益保護の観点から、本公開買付価格の再検討を改めて要請しました。これを受けて、本特別委員会は、Luxshareから、同年10月31日に、本公開買付価格を748円（提案実施日の前営業日である同月30日の（同日時点で当社株式が上場していた）東京証券取引所プライム市場における当社株式の株価終値567円に対して31.92%のプレミアム、同日までの直近１ヶ月間の終値単純平均値545円に対して37.25%のプレミアム、同日までの直近３ヶ月間の終値単純平均値538円に対して39.03%のプレミアム、同日までの直近６ヶ月間の終値単純平均値498円に対して50.20%のプレミアム）（第３回提案価格）とする再提案を受けました。これに対し、本特別委員会は、同年11月４日に、第３回提案価格は、引き続き本公開買付けと同様にスクイーズアウトを伴う事例のプレミアムの平均値と比べて未だ低い水準にあり、また、Luxshareの第三者算定機関であるASCによる本株式価値算定書（ASC）（下記「３．株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び理由」の「（３）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「①　当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に定義します。）では、DCF法による算定において永久成長率0.5%～1.0%を使用したと記載がある一方、本特別委員会のフ

ァイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるPwCアドバイザリーの助言も参考にすると本特別委員会が認識する永久成長率との間に乖離があり、当社の一般株主の利益保護の観点から、本公開買付価格の再検討を改めて要請しました。これを受けて、本特別委員会は、Luxshareから、同年11月６日に、本公開買付価格を782円（提案実施日の前営業日である同月５日の（同日時点で当社株式が上場していた）東京証券取引所プライム市場における当社株式の株価終値564円に対して38.65%のプレミアム、同日までの直近１ヶ月間の終値単純平均値 551 円に対して41.92%のプレミアム、同日までの直近３ヶ月間の終値単純平均値 543 円に対して44.01%のプレミアム、同日までの直近６ヶ月間の終値単純平均値 500 円に対して56.40%のプレミアム）（第４回提案価格）とする再提案を受けました。これに対し、当社及び本特別委員会は、同年11月10日に、第４回提案価格は、本公開買付けによるLuxshareグループとのシナジー効果、具体的には、本特別委員会が認識している年間の上場維持コストの削減効果の一定部分については少なくとも、一般株主も享受することが公正であると考えており、本公開買付価格の再検討を改めてするよう要請しました。あわせて、本特別委員会は、Luxshareに対して、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）に相当する買付予定数の下限の設定を検討するよう要請しました。これを受けて、本特別委員会は、Luxshareから、同年11月13日に、本公開買付価格を790円（提案日の前営業日である同月12日の（同日時点で当社株式が上場していた）東京証券取引所プライム市場における当社株式の株価終値563円に対して40.32%、同日までの直近１ヶ月間の終値単純平均値559円に対して41.32%、同日までの直近３ヶ月間の終値単純平均値548円に対して44.16%、同日までの直近６ヶ月間の終値単純平均値504円に対して56.75%のプレミアム）（第５回提案価格）とする旨の再提案を受けました。また、本公開買付けに関して、当社株式の約48.80%を保有している新井氏と本不応募契約を締結するため、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）に相当する買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する当社の一般株主の利益に資さない可能性もあること、Luxshareは、第５回提案価格は、既に一般株主の利益保護の観点から合理的な価格水準に達していると考えていること、及び本取引に関して公正なプロセスが確保されていることを理由に、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）に相当する買付予定数の下限を設定する必要はないものと判断しているとの回答を受けました。これに対し、本特別委員会は、同年11月19日に、当社は、経済産業省が実施する「中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金」の交付を受けることが見込まれており、本特別委員会としては、同補助金の交付も織り込んだ本事業計画をもとに株式価値を算定するべきと考え、そ

のような観点から、引き続き第５回提案価格は引上げ余地があると考えており、当社の一般株主の利益保護の観点から、本公開買付価格を再検討するように要請しました。なお、最終的に本特別委員会は、新井氏の議決権所有比率を踏まえると、本公開買付けにおいて「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)に相当する買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募する当社の一般株主の利益に資さない可能性もあること及び当該下限以外の公正性担保措置の多くが採用されていることが認められることから、当該下限の設定がされていないことをもって本取引の取引条件の公正さが阻害されるものではないと判断するに至っております。その後、当社は2025年12月中旬、Luxshareから外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）第27条第１項の定めによる届出に関する関連当局との間の協議に注力するため、本公開買付価格の交渉を、一時的に中断することを決定した旨の連絡を受けました。さらにその後、当社は、2026年７月２日、Luxshareから、外為法上の手続の進捗を踏まえて、本公開買付価格の交渉を再開したい旨の依頼を受領しました。当社は、同日に当該交渉を再開することを了承する旨をLuxshareに伝達するとともに、本事業計画をLuxshareへ提出して、本公開買付価格を再検討するように、Luxshareへ改めて要請しました。これを受けて、当社及び本特別委員会は、Luxshareから、同年８月10日に、本公開買付価格を790円（提案日の前営業日である同月７日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の株価終値522円に対して51.34%のプレミアム、同日までの直近１ヶ月間の終値単純平均値520円に対して51.92%のプレミアム、同日までの直近３ヶ月間の終値単純平均値508円に対して55.51%のプレミアム、同日までの直近６ヶ月間の終値単純平均値536円に対して47.39%のプレミアム）（第６回提案価格）とする再提案を受けました。これに対し、本特別委員会は、同年８月12日に、第６回提案価格は、本公開買付価格の交渉の再開に伴い、当社にて2026年３月期の決算も踏まえて更新し2026年７月２日にLuxshareへ提出した事業計画を基礎にDCF方式で算定した株式価値算定結果によれば、可能な限り当社の一般株主の利益を保護する観点から、引き続き本公開買付価格の引き上げ余地はあると考え、Luxshareに対して本公開買付価格の再検討を改めて要請しました。これを受けて、当社及び本特別委員会は、Luxshareから、同年８月20日に、本公開買付価格を795円（提案実施日の前営業日である同月19日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の株価終値533円に対して49.16%のプレミアム、同日までの直近１ヶ月間の終値単純平均値527円に対して50.85%のプレミアム、同日までの直近３ヶ月間の終値単純平均値509円に対して56.19%のプレミアム、同日までの直近６ヶ月間の終値単純平均値536円に対して48.32%のプレミアム）（第７回提案価格）とする再提案を受けました。その結果、当社及び本特別委員会は、同年８月25日に、第７

回提案価格は、当社の一般株主が享受すべき利益が確保された公正かつ妥当な水準であると判断したことから、同日、最終的な意思決定は本特別委員会の答申を踏まえた上で、2026 年８月 26 日開催の当社取締役会決議を経てなされるとの前提のもと、2026 年８月 25 日時点における当社の意見として本公開買付価格を 795 円とすることを受諾する旨を回答いたしました。以上の検討・交渉過程において、当社は、本公開買付価格に関する Luxshare との協議及び交渉にあたり、本特別委員会から聴取した意見並びに三井住友銀行、AGS FAS 及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの助言を踏まえて検討を行っており、その際、本特別委員会においては、随時、本特別委員会のアドバイザーである PwC アドバイザリー及び牛島総合法律事務所から助言を受けるとともに、当社や当社のアドバイザーとの意見交換を行い、適宜、確認・承認を行ってまいりました。具体的には、当社が Luxshare に対して提示し、また、AGS FAS 及び PwC アドバイザリーが当社株式の価値算定において基礎とする本事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について、事前に本特別委員会の確認を経て、その承認を受けております。なお、本事業計画の財務予測に係る数値は、中期経営計画（2024 年４月～2027 年３月）（以下「本中期経営計画」といいます。）策定時点からの事業環境の変化や足元の業況等も踏まえ、より現状に則した客観的かつ合理的な財務予測に基づいて策定されたものです。

また、当社のファイナンシャル・アドバイザーである三井住友銀行は、Luxshare との交渉にあたっては、事前に本特別委員会において審議の上決定した交渉方針に従って対応を行っており、Luxshare から本公開買付価格についての提案を受領した際には、その都度、直ちに本特別委員会に対して報告を行い、Luxshare との交渉方針等について本特別委員会から意見、指示、要請等を受け、これに従って対応を行っております。

そして、当社は、2026 年８月 26 日付で、本特別委員会から、（ア）本取引は当社の企業価値向上に資するものであり、その目的は正当性・合理性を有するものであると認められる、（イ）本取引の条件の公正性・妥当性が確保されていると認められる（買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の本取引の条件が公正なものとなっているかどうかを含む。）、（ウ）本取引において、取引条件の公正性を担保するための手続が十分に講じられていると認められる、（エ）上記（ア）から（ウ）を踏まえ、本取引を行うことについて決定することは当社の一般株主にとって公正であると考えられる、及び（オ）当社取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは適切である（すなわち是である）と考えられる旨の答申書（以下「本答申書」といいます。）の提出を受けております（本答申書の詳細につきましては、当社意見表明プレスリリースの別紙１をご参照ください。）。なお、本特別委員会は、2026 年８月 25 日付で

PwC アドバイザリーから当社株式に係る株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（PwC アドバイザリー）」といいます。）の提出を受けております（本株式価値算定書（PwC アドバイザリー）の概要については、当社意見表明プレスリリースの「３．当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「（３）公開買付けの公正性を担保するための措置」の「②　特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。）。

そして、上記のとおり、本公開買付けが成立いたしましたが、公開買付者は、本公開買付けにより当社株式の全て（当社が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）を取得することができなかったことから、当社は、公開買付者からの要請を受け、本日開催の当社取締役会において、本取引の一環として、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、下記「２．株式併合の要旨」の「（２）株式併合の内容」の「②併合比率」に記載の併合比率による本株式併合を実施することとし、本株式併合に関する議案を本臨時株主総会に付議することを決議いたしました。

なお、本株式併合により、新井氏以外の株主の皆様の保有する当社株式の数は、１株に満たない端数となる予定です。

また、本取引の詳細につきましては、当社意見表明プレスリリースも併せてご参照ください。

２．株式併合の要旨

（１）株式併合の日程

本臨時株主総会の基準日公告日	2026 年 10 月 6 日（火）
本臨時株主総会基準日	2026 年 10 月 21 日（水）
取締役会決議日	2026 年 11 月 5 日（木）
本臨時株主総会開催日	2026 年 12 月 2 日（水）（予定）
整理銘柄指定日	2026 年 12 月 2 日（水）（予定）
当社株式の最終売買日	2026 年 12 月 18 日（金）（予定）
当社株式の上場廃止日	2026 年 12 月 21 日（月）（予定）
本株式併合の効力発生日	2026 年 12 月 23 日（水）（予定）

（２）株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合比率

当社株式について、14,768,400 株を１株に併合いたします。

③減少する発行済株式総数

未定

（注）当社は、本日開催の取締役会において、株式併合の効力発生日の前日において、その時点で保有する自己株式を全て消却することを決議しております。消却する株式の総数が未定であるため、減少する発行済株式総数についても未定となります。

④効力発生前における発行済株式総数

未定

（注）上記③「減少する発行済株式総数」に記載のとおり、消却する株式の総数が未定であるため、効力発生前における発行済株式総数についても未定となります。

⑤効力発生後における発行済株式総数

２株

⑥効力発生日における発行可能株式総数

５株

⑦１株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

（ａ）会社法第 235 条第１項又は同条第２項において準用する同法第 234 条第２項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

上記「１．株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、本株式併合により、新井氏以外の株主の皆様の所有する当社株式の数は、１株に満たない端数となる予定です。

本株式併合により生じる１株に満たない端数について、端数が生じた当社の株主の皆様に対して、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 235 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（会社法第 235 条第１項の規定により、その合計数に１株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する数の当社株式を売却すること等によって得られる金銭を交付いたします。当該売却について、当社は、本株式併合が、本取引の一環として行われるものであること、及び当社株式が 2026 年 12 月 21 日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買取人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第 235 条第２項の準用する同法第 234 条第２項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合

の効力発生日の前日である2026年12月22日の当社の最終の株主名簿において株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である795円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

（ｂ）売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称

ラックスシェア・プレシジョン・ケイマン・リミテッド（公開買付者）

（Luxshare Precision Cayman Limited）

（ｃ）売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に要する資金を含む本取引の実行に係る資金を、公開買付者の親会社である立訊精密有限公司（Luxshare Precision Limited、以下「公開買付者親会社」といいます。）からの合計13,000,000千円を限度とした出資（以下「本出資」といいます。）により賄う予定とのことです。当社は、本取引の実行手続において、本出資に係る出資証明書等を確認することによって、公開買付者の資金確保の方法を確認しております。

また、公開買付者によれば、本公開買付けの開始以降、本株式併合の結果生じる１株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払いに支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識していないとのことです。

したがって、当社は、本株式併合の結果生じる１株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払いのための資金を確保する方法については相当であると判断しております。

（ｄ）売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2027年１月中旬を目途に会社法第235条第２項の準用する同法第234条第２項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる１株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2027年３月上旬を目途に当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様に交付するために必要な準備を行った上で、2027年４月下旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様に交付することを予定しております。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手続に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる１株未満の端数の合計数に

相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

なお、当該売却代金は、本株式併合の効力発生日の前日である 2026 年 12 月 22 日時点の当社の最終の株主名簿における各株主の皆様に対し、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付する予定です。

３．株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等

（１）端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び理由

①親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項

Luxshare、公開買付者親会社及び公開買付者（Luxshare 及び公開買付者親会社と総称して、以下「公開買付者関連当事者」といいます。）は、当社株式を所有しておらず、本公開買付けは支配株主による取引には該当いたしません。また、当社の経営陣の全部又は一部が公開買付者関連当事者に直接又は間接に出資することも予定されておらず、本公開買付けを含む本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)にも該当いたしません。

もっとも、(ⅰ)公開買付者が当社の主要株主かつ筆頭株主である新井氏との間で本不応募合意株式を本公開買付けに応募しないことを合意していること、(ⅱ)本公開買付けは当社の株主を公開買付者及び新井氏のみとするための一連の取引の一環として実施され、公開買付者及び新井氏の当社に対する議決権所有比率が本所有比率となることを考慮し、本公開買付けを含む本取引が MBO 等に準ずる行為として、構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存する取引に該当する可能性があることに鑑み、公開買付者及び当社は、本公開買付価格の公正性を担保するとともに、本取引に関する意思決定の過程における恣意性を排除し、当該意思決定の過程の公正性、透明性及び客観性を確保し、また利益相反の疑いを回避する観点から、下記「（３）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の措置を講じております。

②１株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

端数の処理により株主の皆様に交付することが見込まれる金銭の額は、上記「２．株式併合の要旨」の「（２）株式併合の内容」の「⑦１株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額」の「（ａ）会社法第 235 条第１項又は同条第２項において準用する同法第 234 条第２項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由」に記載のとおり、2026 年 12 月 22 日の当社の最終の株主名簿において株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である 795 円を乗じた金額となる予定です。

上記「１．株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、本取引が当社グループ

の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格は当社の株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2026 年８月 26 日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議しました。

また、当社は、その後、本臨時株主総会の招集を決定した本日に至るまでに、本公開買付価格に関する当社の判断の基礎となる諸条件に重大な変更が生じていないことを確認しております。

以上のことから、当社は、本株式併合により生じる端数の処理により株主の皆様に交付することが見込まれる金銭の額については、相当であると判断しております。

③当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

(a) 本公開買付け

上記「１．株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、公開買付者は、2026 年８月 27 日から 2026 年 10 月 13 日までを公開買付期間とする本公開買付けを行い、その結果、本公開買付けの決済の開始日である 2026 年 10 月 20 日をもって、当社株式 13,102,594 株（所有割合 43.29%）を所有するに至りました。

(b) 株式会社オキュデバイセズの会社分割

当社が 2026 年５月 19 日に公表した「会社分割（簡易吸収分割）に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は 2026 年７月１日を効力発生日として、当社のスマートコンタクトレンズ事業を会社分割により、当社の完全子会社である株式会社オキュデバイセズ（以下「オキュデバイセズ」といいます。）へ承継しました。なお、当社意見表明プレスリリースの「３．当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「（２）意見の根拠及び理由」の「①　公開買付けの概要」に記載のとおり、当社は、2026 年８月 26 日付でオキュデバイセズの普通株式の 85.10%を新井氏が議決権の過半数を有する会社である株式会社ラ・ホールディングスに譲渡しています。

（２）上場廃止となる見込み

①上場廃止

上記「１.株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、当社株式を非公開化し、最終的に当社の株主を公開買付者及び新井氏のみとするため、本臨時株主総会において株主の皆様からご承認いただくことを条件として、本株式併合を実施し、その結果、当社株式は東京証券取引所における上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定

です。

日程といたしましては、2026年12月2日から2026年12月20日までの間、整理銘柄に指定された後、2026年12月21日をもって上場廃止となる予定です。なお、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

②上場廃止を目的とする理由

上記「1.株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、本取引を通じて当社株式を非公開化することが、当社グループの企業価値の向上に資するものであると判断したためです。

③少数株主への影響及びそれに対する考え方

下記「(3)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④　当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、当社は2026年8月26日付で、本特別委員会より、本取引は当社の一般株主にとって公正である旨を内容とする本答申書を取得しております。

（3）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

公開買付者が本公開買付けの実施を決定した2026年8月26日現在、公開買付者関連当事者は、当社株式を所有しておらず、本公開買付けは支配株主による取引には該当いたしません。また、当社の経営陣の全部又は一部が公開買付者関連当事者に直接又は間接に出資することも予定されておらず、本公開買付けを含む本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)にも該当いたしません。

もっとも、(ⅰ)公開買付者が当社の主要株主かつ筆頭株主である新井氏との間で本不応募合意株式を本公開買付けに応募しないことを合意していること、(ⅱ)本公開買付けは当社の株主を公開買付者及び新井氏のみとするための一連の取引の一環として実施され、公開買付者及び新井氏の当社に対する議決権所有比率が本所有比率となることを考慮し、本公開買付けを含む本取引がMBO等に準ずる行為として、構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存する取引に該当する可能性があることに鑑み、公開買付者及び当社は、本公開買付価格の公正性を担保するとともに、本取引に関する意思決定の過程における恣意性を排除し、当該意思決定の過程の公正性、透明性及び客観性を確保し、また利益相反の疑いを回避する観点から、以下の措置を講じております。なお、以下の記載のうち、公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

なお、上記「1．株式併合の目的及び理由」の「(ⅱ) 検討・交渉の経緯」に記載のとおり、新井氏が、2026年8月26日現在、当社株式を14,768,400株（所有割合：48.80%）所有しているため、公開買付者は本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) に相当する買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する一般株主の皆様

の利益に資さない可能性もあると考え、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) に相当する買付予定数の下限を設定していないとのことですが、公開買付者及び当社において以下の措置を実施していることから、当社の一般株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格に関する意見表明を行うにあたり、Luxshare から提示された本公開買付価格に対する意思決定の公正性を担保するために、Luxshare グループ、新井氏及び当社グループ並びに本取引の成否から独立した独自の第三者算定機関である AGS FAS に対し、当社株式の価値算定を依頼し、2026 年８月 25 日付で、本株式価値算定書 (AGS FAS) を取得しました。

AGS FAS は、Luxshare グループ、新井氏及び当社グループの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、本特別委員会は、2025 年８月 20 日開催の第１回の会合において、AGS FAS の独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、株式価値算定機関として承認しております。なお、当社は、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が講じられており、本取引に係る公正性が十分に担保されていると判断したことから、AGS FAS から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

本取引に係る AGS FAS に対する報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。本株式価値算定書 (AGS FAS) の概要は、当社意見表明プレスリリースの「３．当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「（３）公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

② 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

本特別委員会は、本諮問事項の検討を行うにあたり、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するために、Luxshare グループ、新井氏及び当社グループ並びに本取引の成否から独立した独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である PwC アドバイザリーに対し、当社株式の価値算定を依頼し、2026 年８月 25 日付で、本株式価値算定書（PwC アドバイザリー）を取得いたしました。

PwC アドバイザリーは、Luxshare グループ、新井氏及び当社グループの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。下記「④ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記

載のとおり、本特別委員会は、複数の第三者算定機関の候補者の独立性及び専門性を検討の上、PwC アドバイザリーを独自の第三者算定機関として選任しております。また、本取引に係る PwC アドバイザリーの報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。なお、本特別委員会は、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が講じられており、本取引に係る公正性が十分に担保されていると判断したことから、PwC アドバイザリーから本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。本株式価値算定書（PwC アドバイザリー）の概要は、当社意見表明プレスリリースの「３．当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「（３）公開買付けの公正性を担保するための措置」の「②　特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

③　公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、Luxshare グループ、新井氏及び当社グループから独立したファイナンシャル･アドバイザー及び第三者算定機関である ASC に対して、当社の株式価値の算定を依頼し、2026 年８月 25 日付で株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（ASC）」といいます。）を取得したとのことです。なお、公開買付者は、ASC から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。本株式価値算定書（ASC）の概要は、当社意見表明プレスリリースの「３．当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「（３）公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③　公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

④　当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

（ｉ）設置等の経緯

上記「１.株式併合の目的及び理由」の「（ｉ）公開買付者からの提案及び検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、当社は、2025 年８月 20 日に開催された当社取締役会における決議により、本特別委員会を設置いたしましたが、かかる本特別委員会の設置に先立ち、当社は、Luxshare グループ及び新井氏から独立した立場で、当社の企業価値の向上及び当社の一般株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制を構築するため、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言も得つつ、その時点の当社の社外取締役を含む取締役全員に対して、Luxshare から本取引に関する初期的な意向を受けた旨、並びに本取引が MBO 等に準ずる行為として、構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存する取引に該当する可能性があるため、本取引に係る検討・交渉等を行うにあたっては、本特別委員会の設置をはじめとする本取引に

係る取引条件の公正性を担保するための措置を十分に講じる必要がある旨等を説明いたしました。また、当社は、並行して、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言を得つつ、本特別委員会の委員の候補となる当社の社外取締役の独立性及び適格性等についても確認を行いました。その上で、当社は、Luxshare グループ及び当社グループ並びに本取引の成否からの独立性を有することを確認した上で、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言を得て、本特別委員会全体としての知識・経験・能力のバランスを確保しつつ適正な規模をもって本特別委員会を構成するべく、当社社外取締役兼独立役員である大竹裕子氏、小泉範子氏及び藤田礼次氏並びに本特別委員会の設置時点において当社の社外取締役兼独立役員であった小原之夫氏の４名を本特別委員会の委員の候補として選定し、当社社外監査役兼独立役員である二瓶ひろ子氏及び林龍太郎氏の２名がオブザーバーとして本特別委員会に出席することといたしました。なお、本特別委員会の委員長には、委員間の互選により、小原之夫氏が選定されております。また、小原之夫氏は、2026 年６月 23 日開催の定時株主総会の終結の時をもって当社の社外取締役を退任しておりますが、退任後も本特別委員会の委員を継続しておりますので、本特別委員会の委員は設置当初から変更しておりません。

その上で、当社は、上記「１.株式併合の目的及び理由」の「（ｉ）公開買付者からの提案及び検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、2025 年８月 20 日開催の当社取締役会における決議により本特別委員会を設置するとともに、本特別委員会に対し、本諮問事項について諮問いたしました。また、当社取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に係る意思決定を行うものとし、特に本特別委員会が本取引に関する取引条件を妥当でないと判断した場合には、当該取引条件による本取引には賛同しないことを決議するとともに、本特別委員会に対し、（ａ）当社が選任したアドバイザー（ファイナンシャル・アドバイザー、リーガル・アドバイザー及び第三者算定機関）を承認（事後承認も含む。）する権限、（ｂ）当社が選任したアドバイザー（ファイナンシャル・アドバイザー、リーガル・アドバイザー及び第三者算定機関）に専門的助言を求める権限、（ｃ）特別委員会独自のファイナンシャル・アドバイザー、リーガル・アドバイザー及び第三者算定機関を選任し、当社の株式価値評価及び本取引に係るフェアネス・オピニオンの提供その他特別委員会が必要と判断する事項を委託する権限（なお、特別委員会選任のアドバイザー等の専門的助言に係る費用は当社の負担とする。）、（ｄ）当社の取締役、従業員その他特別委員会が必要と認める者に特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求める権限、及び（ｅ）本取引の取引条件に関する当社による交渉について、事前に方針を確認し、適宜その報告を受け、適宜意見を述べ、指示や要請を行うこと

により、本取引の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与するとともに、必要に応じて直接交渉を行う権限を付与することを決議しております。

なお、本特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず固定額の報酬を支払うものとされており、当該報酬には、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれておりません。

（ⅱ）検討の経緯

本特別委員会は、2025年８月20日から2026年８月26日までの間に合計35回、合計約52時間にわたって開催された他、各会日間においても必要に応じて都度電子メールやWeb会議を通じて報告・情報共有、審議及び意思決定等を行う等して、諮問事項に係る職務を遂行いたしました。具体的には、本特別委員会は、まず、その独立性及び専門性を検討の上、2025年８月20日に開催された第１回特別委員会において、Luxshareグループ、新井氏及び当社グループ並びに本取引の成否から独立した独自のリーガル・アドバイザーとして牛島総合法律事務所を選任する旨を決定いたしました。また、本特別委員会は、複数のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関の候補者の独立性及び専門性を検討の上、独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてPwCアドバイザリーを選任する旨を決定いたしました。

また、本特別委員会は、当社のファイナンシャル・アドバイザーである三井住友銀行、当社の第三者算定機関であるAGS FAS及び当社のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所について、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任を承認しております。

その上で、本特別委員会は、牛島総合法律事務所から受けた法的助言及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所から聴取した意見を踏まえ、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置について検討を行いました。

本特別委員会は、2025年８月29日に、Luxshareに対し、本取引の提案の背景・目的、本取引のシナジー、本取引のデメリット、本取引後の当社の経営方針、ストラクチャー等に関して書面による質問をしたところ、2025年９月３日に当該質問書について書面での回答を受け、その後、当該回答の内容を踏まえ2025年９月11日及び同年10月15日に行った追加での書面の質問事項に対し、2025年９月12日、同９月22日及び同10月21日に追加での回答を受けました。

加えて、本特別委員会は、Luxshareとの交渉の基礎となり、また、AGS FAS及びPwCアドバイザリーによる当社株式の価値評価の基礎ともなる本事業計画の内

容、重要な前提条件及び作成経緯等について、当社から説明を受け、質疑応答を行った上で、これらの合理性を確認し、承認しております。その上で、上記「①当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」及び「②　特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、AGS　FAS 及び PwC アドバイザリーは、本事業計画の内容を前提として当社株式の価値算定を実施しておりますが、本特別委員会は、AGS FAS 及び PwC アドバイザリーから、それぞれが実施した当社株式の価値算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定の内容及び重要な前提条件について説明を受けるとともに、質疑応答及び審議・検討を行った上で、これらについて合理性を確認しております。

本特別委員会は、2025 年 10 月 15 日に当社が Luxshare から最初の本公開買付価格の提案を受領して以降、当社が Luxshare から本公開買付価格についての提案を受領する都度、当社のファイナンシャル・アドバイザーである三井住友銀行から適時にその内容及び交渉経過等について報告を受け、三井住友銀行及び PwC アドバイザリーから聴取した意見も踏まえてその内容を審議・検討するとともに、三井住友銀行及びPwCアドバイザリーからLuxshareとの交渉方針案及びLuxshareに対する回答書案について事前に説明を受け、必要に応じて意見を述べ、質疑応答を行った上で承認し、Luxshareとの交渉を担当する三井住友銀行に対して指示・要請を行う等しております。

本特別委員会は、プレスリリース等のドラフトについて、当社のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所及び当社のファイナンシャル・アドバイザーである三井住友銀行から複数回説明を受け、質疑応答を行い、充実した情報開示がなされる予定であることを確認しております。

（ⅲ）判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下で、牛島総合法律事務所から受けた法的助言、PwC アドバイザリーから受けた財務的見地からの助言、並びに 2026 年８月 25 日付で提出を受けた本株式価値算定書（PwC アドバイザリー）の内容を踏まえつつ、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2026 年８月 26 日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の本答申書を提出しております。本答申書の詳細については、当社意見表明プレスリリースの別紙１の本答申書をご参照ください。

1. 本取引は当社の企業価値向上に資するものであり、その目的は正当かつ合理的であると認められる。

2. 本取引の条件（買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他を含む。）の公正性・妥当性が確保されていることが認められる。
3. 本取引において、取引条件の公正性を担保するための手続が十分に講じられていることが認められる。
4. 上記 1. から 3. を踏まえ、本取引を行うことについて決定することは当社の一般株主にとって公正であると考えられる。
5. 当社取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは適切であると考えられる。

⑤　当社における外部の法律事務所からの助言

当社は、上記「１.株式併合の目的及び理由」の「（ｉ）公開買付者からの提案及び検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、本公開買付けを含む本取引に係る当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、Luxshare グループ、新井氏及び当社グループから独立したリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る当社の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けております。

なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、Luxshare グループ、新井氏及び当社グループの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、アンダーソン・毛利・友常法律事務所に対する報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる時間単位の報酬のみであり、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれておりません。

⑥　当社のファイナンシャル・アドバイザーからの助言

当社は、上記「１.株式併合の目的及び理由」の「（ｉ）公開買付者からの提案及び検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、本取引の検討に際して、本公開買付価格の公正性その他の本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するために、Luxshare グループ、新井氏及び当社グループ並びに本取引の成否から独立したファイナンシャル・アドバイザーとして三井住友銀行を選任し、本取引のスキームや代替手段、代替取引の検討、価格交渉等における助言を受けております。

なお、三井住友銀行は Luxshare グループ、新井氏及び当社グループの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、三井住友銀行の報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれているものの、本取引と同種の取引において成功報酬制が採用されることが一般的な実務慣行となっていること等を踏まえると、成功報酬制が採用されていることをもって独立性が否定されるわけではないと考えております。

⑦　当社における独立した検討体制の構築

上記「１.株式併合の目的及び理由」の「(ｉ) 公開買付者からの提案及び検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、当社は、Luxshare グループ及び新井氏から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築いたしました。

具体的には、2025 年８月 18 日に Luxshare から本意向表明書を受領した後、本取引に関する検討（本事業計画の作成を含みます。）並びに Luxshare との協議及び交渉を行うプロジェクトチームを検討の上、設置し、そのメンバーは Luxshare グループから独立性が認められる当社の取締役である佐藤隆郎氏、杉山哲也氏、新庄信孝氏及び福田猛氏の４名をはじめとする当社の役職員６名から構成されるものとし、かかる取扱いを継続しております。なお、当社には、Luxshare グループとの兼務者並びに過去に Luxshare グループに在籍していた役員及び従業員はおりません。なお、本取引に関する当社の意思決定（本事業計画の承認を含みます。）に係る取締役会には、当社の取締役９名が全員出席し、出席した取締役の全員一致で決議しています。なお、当該取締役会に参加した各取締役は、当該議案につき会社法に定める特別の利害関係を有していません。また、当該取締役会においては、当社の監査役４名が全員出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

⑧　特別委員会における独立した法律事務所からの助言

本特別委員会は、上記「④　当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、Luxshare グループ、新井氏及び当社グループ並びに本取引の成否から独立した特別委員会独自のリーガル・アドバイザーとして牛島総合法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、並びに本取引に係る本特別委員会の審議の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けております。なお、牛島総合法律事務所は、Luxshare グループ、新井氏及び当社グループの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、牛島総合法律事務所に対する報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる時間単位の報酬のみであり、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれておりません。

⑨　当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社取締役会は、上記「１.株式併合の目的及び理由」の「(ｉ) 公開買付者からの提案及び検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言、三井住友銀行から受けた財務的見地からの助言、本株式価値算定書（AGS FAS）の内容、本株式価値算定書（PwC アドバイザリー）、本答申書において示された本特別

委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議・検討いたしました。

その結果、当社は、上記「１.株式併合の目的及び理由」の「（ｉ）公開買付者からの提案及び検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、2026 年８月 26 日開催の当社取締役会において、当社の取締役９名が全員出席し、出席した取締役の全員一致で、同日時点における当社の意見として、本公開買付けに関して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。なお、当該取締役会に参加した各取締役は、当該議案につき会社法に定める特別の利害関係を有していません。

また、当該取締役会においては、当社の監査役４名が全員出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。なお、当該取締役会に参加した各監査役は、当該議案につき会社法に定める特別の利害関係を有していません。

⑩　他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日としているとのことです。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間と比較して長期に設定することにより、当社の株主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも当社株式の買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

また、公開買付者及び当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととすることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

なお、本取引の実施に際しては、当社において買収候補者の有無の調査・検討（いわゆる積極的なマーケット・チェック）は実施していないものの、当社としては、積極的なマーケット・チェックには M&A に対する阻害効果や情報管理の懸念があり得ると考えております。例外的にマーケット・チェックが機能し得る場合としては、具体的には、(i) 支配株主が保有する議決権の割合が低い場合や、(ii) 非常に魅力的な対抗提案がされた場合には支配株主が売却に応じる可能性がある場合、(iii) 支配株主が従属会社を一旦は買収するものの、その後、その全部又は一部の売却を予定している場合がありますが、本取引においては新井氏の議決権所有比率は 48.80％と高く上記（i）に該当しません。また、新井氏は Luxshare との間で本不応募契約を締結しており、上記（ii）の可能性は低いと考えて

おります。さらに、上記「１．株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、新井氏はLuxshareとの間で本株主間契約を締結しており、当社株式の非公開化後も、長年に亘り当社の取締役や大株主として当社を支えてきた新井氏が当社の株主として残り、これまでと同様に株主の立場から当社を支えることが、当社の日本ブランドの維持と経営の安定を両立させ当社の企業価値の向上に資するというLuxshare及び新井氏相互の共通認識に基づき、当社株式の非公開化後の当社に対する公開買付者及び新井氏の議決権所有比率を本所有比率とすることを目的としているとのことであり、当社は、本取引において上記（iii）は想定されていないと考えております。(M&A指針3.4.3.2)。加えて、本取引においては複数回にわたる価格交渉により一般株主の利益を保護する観点においても価格の引き上げを実現している上、その他の公正性担保措置は十分に講じられていることを考慮すると、積極的なマーケット・チェックが採用されていないことのみをもって、本公開買付けにおける公正性の担保として不十分であることにはならないと考えております。

４．今後の見通し

本株式併合の実施に伴い、上記「３．株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「（２）上場廃止となる見込み」の「①上場廃止」に記載のとおり、当社株式は上場廃止となる予定です。

５．MBO等に関する事項

（１）支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

公開買付者が本公開買付けの実施を決定した2026年８月26日現在、当社は公開買付者の子会社ではなく、また、本取引において、当社の経営陣の全部又は一部が公開買付者に直接又は間接に出資することも予定されていないため、本取引は、MBOや支配株主、その他の関係会社その他有価証券上場規程施行規則（東京証券取引所）で定めるものによる公開買付けには該当しないものの、新井氏は当社株式の48.80％を保有する筆頭株主であるところ、2026年８月26日付で公開買付者との間で本不応募契約を締結し、本取引後において当社の支配株主として残存することが予定されることから、本取引はMBO等に準ずる行為に該当するため、当社は、本公開買付けに関する意見表明に際して、東京証券取引所が公表する有価証券上場規程第441条に規定される「MBO等に係る遵守事項」に定める手続を実施しております。

当社は、2026年６月26日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、特段定めていないものの、本公開買付けを含む本取引に関して、特別委員会における審議・検討を行うとともに、上記「３．株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「（３）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題に対応し、本公開買付価

格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置を講じております。

（２）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「（１）支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」に記載のとおり、本公開買付けを含む本取引は、MBO 等に準ずる行為に該当することから、当社は、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が必要であると判断し、上記「３．株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「（３）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の措置を講じることにより、公正性を担保し、利益相反を回避した上で判断しております。

（３）本取引が少数株主にとって不利益なものでないことに関する、特別委員会から入手した意見の概要

当社は、2026 年８月 26 日付で、本特別委員会から、当社取締役会による本取引についての決定（本公開買付けに賛同するとともに、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決定、及び本株式併合を実施する旨の決定）は当社の一般株主にとって公正なものであると考えられる旨を内容とする本答申書を入手しております。本答申書の詳細につきましては、当社意見表明プレスリリースの別紙１をご参照ください。

なお、本答申書は、本株式併合による当社株式の非公開化が当社の一般株主にとって公正なものであることに関する意見も兼ねております。

Ⅱ．単元株式数の定めの廃止について

１．廃止の理由

本株式併合の効力が発生した場合、当社の発行済株式総数は２株となり、単元株式数を定める必要がなくなるためです。

２．廃止予定日

2026 年 12 月 23 日（水）

３．廃止の条件

本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案及び単元株式数の定めの廃止に係る定款一部変更に係る議案（詳細は下記「Ⅲ．定款の一部変更について」をご参照ください。）が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件といたします。

Ⅲ．定款の一部変更について

１．定款変更の目的

（１）本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第 182 条第２項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は５株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第６条を変更するものであります。

（２）本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決された場合には、当社株式は所定の手続を経て上場廃止となる見込みであり、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、自己株式取得に関する定款第７条の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

（３）本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は２株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在１単元 100 株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、単元株式数に関する定款第８条の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

（４）本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は新井氏のみとなるため、定時株主総会の議決権の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定時株主総会の議決権の基準日に関する定款第 13 条の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

（５）本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は新井氏のみとなるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、株主総会参考書類等の電子提供措置に関する定款第 16 条の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

２．定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。なお、本議案に係る定款の一部変更は、本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である 2026 年 12 月 23 日に効力を生ずるものとします。

現行定款	変更案

第６条 当会社の発行可能株式総数は、79,272,000株とする。	**第６条（発行可能株式総数）** 当会社の発行可能株式総数は、５株とする。
第７条 当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。	（削除）
第８条 当会社の１単元の株式の数は100株とする。	（削除）
第９条～第12条（条文省略）	第７条～第10条（現行どおり）
第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月３１日とする。	（削除）
第14条～第15条（条文省略）	第11条～第12条（現行どおり）
第16条 当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 ②当会社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。	（削除）
第17条～第44条（条文省略）	第13条～第40条（現行どおり）

３．定款変更の日程

2026年12月23日（水）（予定）

４．定款変更の条件

本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件といたします。

以　上